令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

東京税関　総務部長　殿

住所

社名

代表取締役

※組織の代表者でない場合については委任状をあわせて提出のこと。

**機密保持に関する誓約書**

株式会社○○○○○（以下「甲」という）は、「令和５年度　税関職員用制帽の調達（２回目）」に係る入札への参加（以下「本件業務」という。）にあたり、東京税関（以下「乙」という。）から開示される「令和５年度　税関職員用制帽の調達（２回目）」の関連資料については、当該入札の参考情報とすることを目的（以下「本件目的」という。）として使用し、下記に定める条項を遵守することを誓約します。

記

（機密情報）

第１条　本誓約書でいう「機密情報」とは関連資料に記載された情報をいう。

（機密保持）

第２条　甲は、本件業務を検討する目的以外に、機密情報を使用しないものとする。

 　 ２　甲は、機密情報を厳格に保持するものとし、機密情報を第三者に開示、漏洩しまたは公開しないものとする。

（関連資料）

第３条　本誓約書でいう「関連資料」とは、別紙１及び別紙２記載の文書をいう。

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、本件目的以外に関連資料を使用しないものとする。

（本件目的に係る作業の内容）

第５条　関連資料を閲覧すること。

（実施時期）

第６条　本件目的に係る作業のうち、前条の作業の実施時期は、別途乙が指定する日時とする。

（実施場所）

第７条　本件目的に係る作業のうち、別紙２の作業の実施場所は、以下の通りとする。

　　　　　　東京都江東区青海２－７－１１東京港湾合同庁舎内

　　　　　　東京税関本関事務所内で別途乙が定める一室

（関連資料の使用に係る遵守条件）

第８条　甲は、関連資料について、別途乙が指定する本件目的に係る作業の実施場所から持ち出し（貸し出しを含むがこれに限られない。）若しくは本件目的に係る作業及び作業終了後において複製（メモを取ることを含むがこれに限られない。）、第三者に開示、漏洩又は公開しないものとする。

２　甲は、関連資料の閲覧を、乙の提示する資料によってのみ行うものとする。

３　甲は、乙及び関連資料の著作権者が、甲による本件目的に係る作業を監視することに同意するものとする。

４　甲は、別紙３の様式に従い、本件目的に係る作業に携わる従業員の名簿を乙に提出するものとし、当該従業員に本誓約書に定める条件を確実に遵守させるとともに、当該従業員の当該条件違反について一切の責任を負うものとする。

５　甲は、関連資料の使用により又はこれに関して第三者に生じた損害（本件関連資料の利用が第三者の著作権その他の知的財産権を侵害したことに起因して発生する損害を含むがこれらに限られない。）については、乙及び関連資料の著作権者に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行わないものとする。

（調査）

第９条　甲は、乙及び関連資料の著作権者が、本誓約書を遵守していることを確認する必要があると認めたときは、乙が甲に報告を求め、又は乙の技術者その他乙の指定する者を甲の事業所等に派遣して調査することに、協力するものとする。

（権利）

第10条　甲は、関連資料の著作権者が、本件目的の達成において、関連資料に関して甲に何等新たな権利を付与するものではないことを確認するものとする。

（損害賠償）

第11条　甲が本誓約書に違反したことにより乙又は関連資料の著作権者に損害を与えた場合は、甲は、当該損害を被った者に対し直接一切の損害を賠償するものとする。また、損害には、乙が履行を求めるために必要な一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれるものとする。

（管轄裁判所）

第12条　本誓約書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所として処理するものとする。

（協議）

第13条　本誓約書に定めの無い事項、その他本誓約書の条項に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上円満に解決を図るものとする。

以上

別紙１

配布資料一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資料番号 | 資料名 | 所有者（著作権者） |
| １ | 令和５年度　税関職員用制帽の調達（２回目） | 東京税関 |

別紙２

閲覧資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資料番号 | 資料名 | 所有者（著作権者） |
| １ | 制帽見本 | 東京税関 |

別紙3

従業員名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 組織名 | 役職 | 氏名 | 連絡先 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |